

司法試験委員会議事細則（案）

司法試験委員会令（平成十五年政令第五百十三号）第七条の規定に基づき、司法試験委員会議事細則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 司法試験委員会の会議（以下「会議」という。）及び司法試験考査委員（以下「考査委員」という。）の会議（以下「考査委員会議」という。）の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、司法試験委員会令に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 委員長は、会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び付議事項を委員に通知しなければならない。

（議長）

第三条 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。

（委員以外の者の出席）

第四条 委員長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、幹事及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第五条 会議は、公開しない。

2 会議を開催したときは、議事要旨を作成し公開するものとする。ただし、司法試験法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項について審議したときは、議事録を作成し公開するものとする。

3 議事録又は議事要旨を公開することにより、試験の実施等に支障を及ぼすおそれがある場合又は当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事録又は議事要旨の全部又は一部を公開しないことができる。

（書面等による議決）

第六条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。

（考査委員会議の招集）

第七条 委員長は、考査委員会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び付

議事項を審査委員に通知しなければならない。

(委員の審査委員会議への出席)

第八条 委員は、審査委員会議に出席して意見を述べることができる。

(審査委員会議の公開)

第九条 審査委員会議は、公開しない。

2 審査委員会議を開催したときは、議事要旨を作成し公開するものとする。ただし、議事要旨を公開することにより試験の実施等に支障を及ぼすおそれがある場合又は当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事要旨の全部又は一部を公開しないことができる。

(その他)

第十条 この細則に定めるもののほか、会議及び審査委員会議の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。